

豊橋市立飯村小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、主任児童委員、特別支援担任、スクールソーシャルワーカー、該当学級担任で構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校生活ふり返りアンケートや心のカード、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活ふり返りアンケートや心のカード、教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けたりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「豊橋市立飯村小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

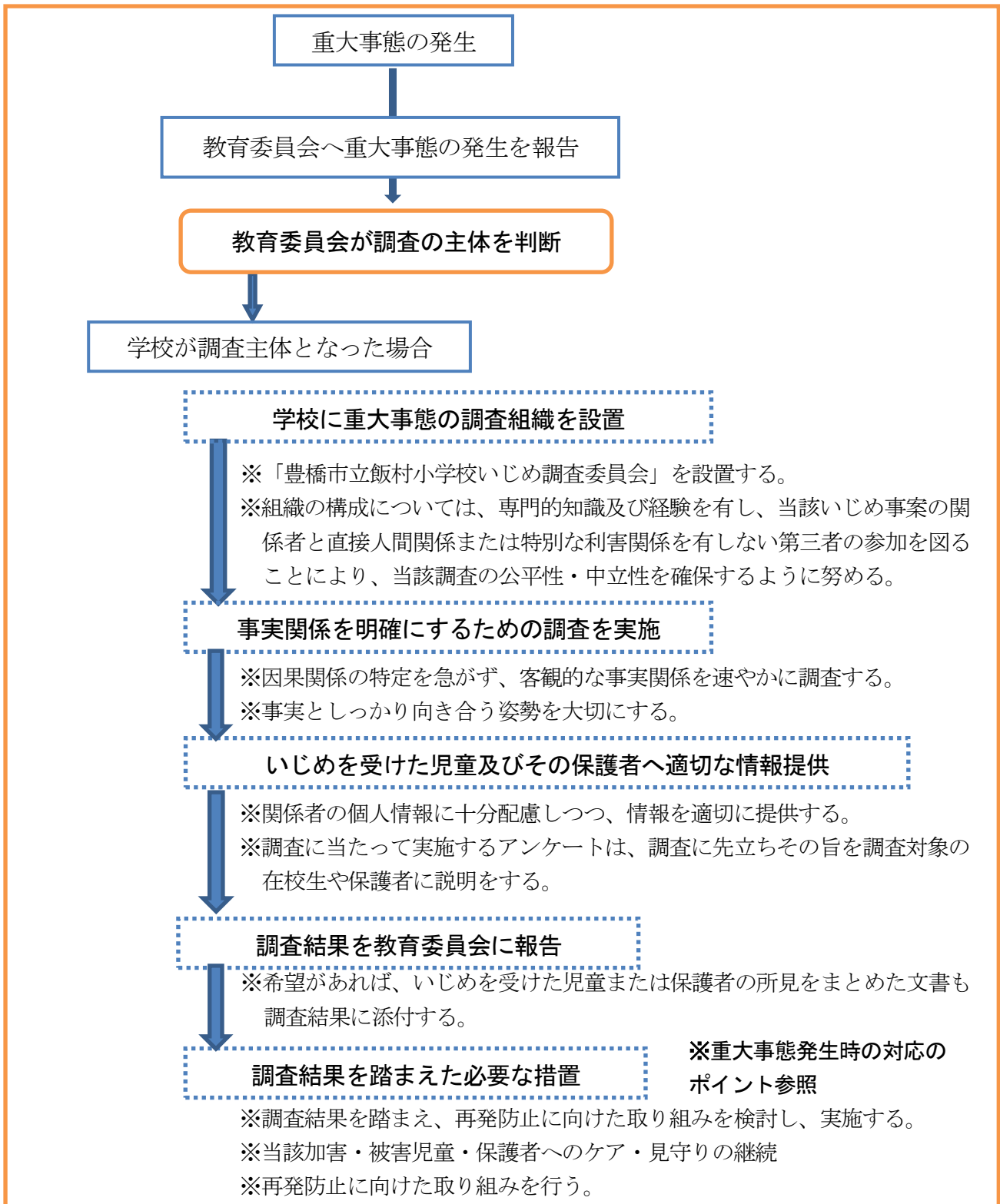
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、生活サポート委員会ではじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

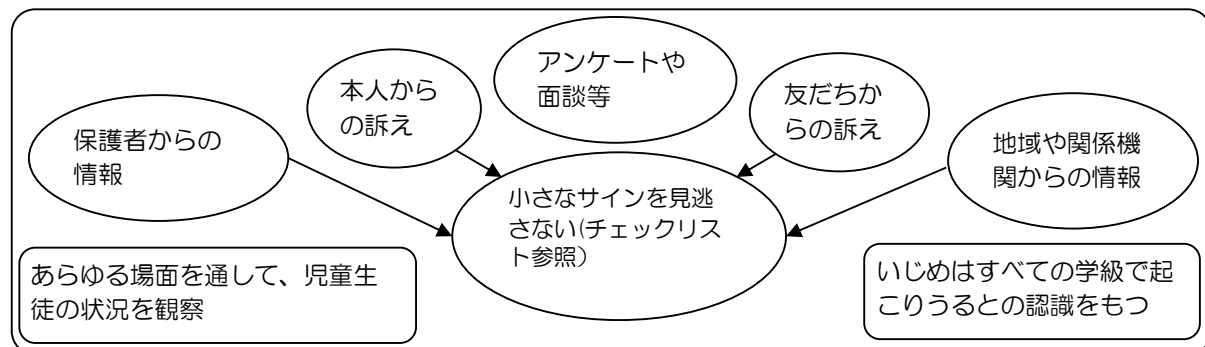
- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

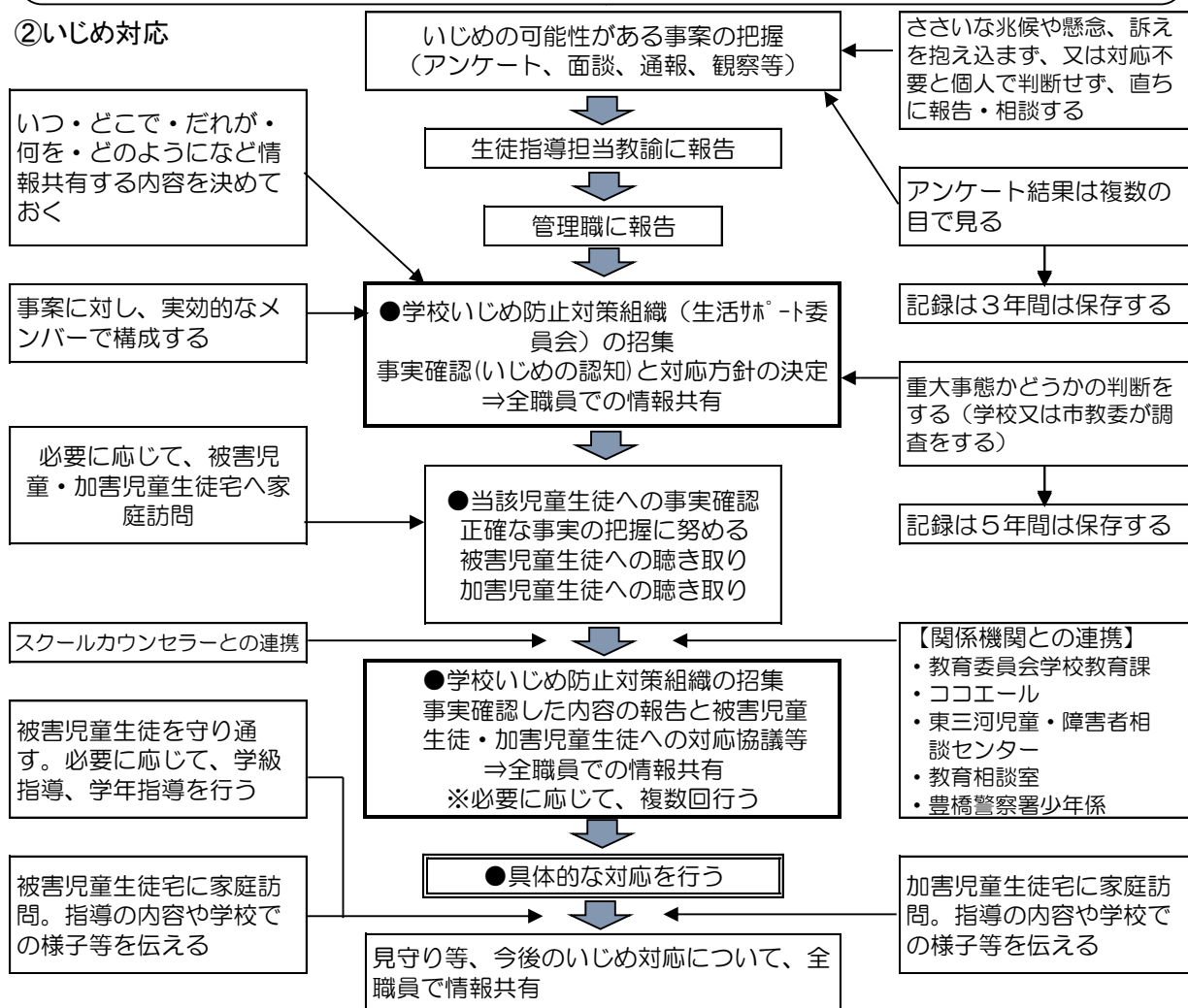


【生徒指導年間計画】 ※太字・いじめの早期発見・いじめへの対応に関する取り組み			豊橋市立飯村小学校			
月	月目標	重点指導項目	年間共通	生徒指導に関する内容	備考	
4	あいさつにはあいさつ	・相手の目を見て大きな声であいさつをする ・笑顔であいさつをする ・先にあいさつをする ・地域の人にもあいさつする	○ 時間を 見 て 行 動 す る ○ 掃 除 中 は 黙 働 す る ○ 安 全 点 検 の 日 常 化 に 努 め る ○ な か よ し ペ ア 活 動	・登下校指導 ・いじめに関わる研修	・入学式・始業式 ・新任式・退任式 ・1年生を迎える会 ・なかよし班編成 ・避難訓練・遠足	
5	アミーゴしぐさ	・言葉や習慣、考え方が違って、みんな笑顔で関わる		○ 明 る い あ い さ つ を す る ○ 階 段 を 静 か に 歩 く	・なかよし班活動 ・交通安全教室 ・「心のカード」、面接 ・児童理解の会	・運動会 ・1年生交通安全教室
6	すれちがいロード	・ろうか、階段は右側を相手を7、自分を3にして歩く ・教室移動は学級ごとに並んで移動する			・「学校生活ふり回りアンケート」① ・全児童と個別面談① ・hyper-QUの実施 ・いのちの授業 ・児童理解の会	
7	「環境整美」人	・机やロッカー、げた箱など、自分の場所を整頓して使う ・ロッカーの上や学級の本棚など、みんなで使う場所を大切に		○ 名 札 を 付 け る	・「心のカード」、面接 ・夏休みの過ごし方指導 ・個人懇談会 ・児童理解の会	・個人懇談会 ・終業式 ・夏休み
8	規則正しい生活しよう	・夏休みのくらしや水泳のきまりを守る ・夏休みの目標、計画にしたがって生活をする ・安全に気をつけて過ごす		○ 身 の 回 り を 整 頓 す る	・いじめ問題に関わる研修 (hyper-QUにかかわる研修)	・夏休み
9	あいさつにはあいさつ	・相手の目を見て大きな声であいさつをする ・笑顔であいさつをする ・先にあいさつをする ・地域の人にもあいさつする		○ 児 童 理 解 の 会 を 定 期 的 に 毎 月 開 催 す る ・ 情 報 交 換 と 教 職 員 の 資 質 能 力 向 上 ・	・登下校指導 ・「心のカード」、面接 ・児童理解の会	・始業式 ・避難訓練 ・野外教育活動 ・修学旅行
10	びかびかみがキング	・心磨き(清掃)の間は、自分の心と向き合って取り組む ・心磨きの方法を考え、工夫して取り組む		○ 学 校 振 り 回 り ア ン ケ ー ト ま た は 心 の カ ー ド 記 名 式 を 毎 月 一 回 実 施 す る	・登下校指導 ・友人関係の変化等の把握 ・「心のカード」、面接 ・児童理解の会	
11	飯村聞き上手	・相手の目を見てしっかり話を聞く ・相手の話をうなづいて聞く			・「学校生活アンケート」② ・全児童と個別面談② ・児童理解の会	・学芸会
12	五・三の時	・授業のはじまりの時間には席についているようにする ・次の授業の準備をしてから休み時間に入る			・冬休みの過ごし方指導 ・火遊び防止指導 ・金銭トラブル防止指導 ・個人懇談会 ・「心のカード」、面接	・マラソン大会 ・個人懇談会 ・終業式 ・冬休み
1	生活リズムを整えよう。	・外から帰ったら手洗いうがいをする ・手首やつめの間まで洗う ・決められた時間うがいを			・新年の目標 ・「心のカード」、面接 ・児童理解の会	・冬休み ・始業式
2	気ばりなかよししぐさ	・相手の気持ちを考えて行動する ・トラブルがあった時は、何がいけなかったのか素直に考えて解決する ・教室では、帽子、手袋をつけない			・「学校生活ふり回りアンケート」③ ・全児童と個別面談③ ・いじめ対策委員会(基本方針の見直し) ・児童理解の会	・東部中入学説明会 ・はなむけの集い
3	もったい大臣	・名札をつける ・その場にふさわしい服装をする ・1年間使ったものを大切にする			・小中情報交換 ・「心のカード」、面接 ・1年の振り返り ・春休みの過ごし方指導	・卒業式 ・修了式 ・春休み

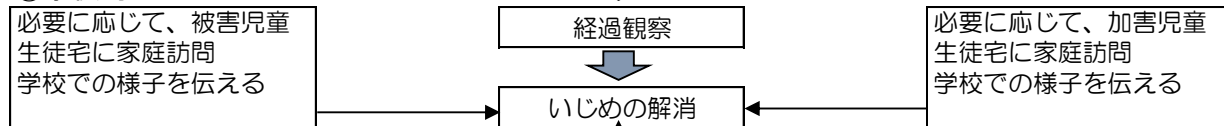
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、**少なくとも3か月**を目安とする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめが起りやすい・起っている集団

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないとそうじがきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> ささいなことで冷やかしたりするグループがある | |

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> あいさつに対してはっきり反応しない | <input type="checkbox"/> 常におどおどしていて、視線を合わせようとしない |
| <input type="checkbox"/> 周りを気にし、目立たないようにしている | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない | <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える |
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる | <input type="checkbox"/> 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる |
| <input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑をしたりする | |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされたりしている | |

●授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下し忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> プリントが配付されない | <input type="checkbox"/> 学習用具がなくなる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きなものを他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片づけをしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服や靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットがやぶれたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- 4～6年を対象に、hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を実施している
- アンケートを年間計画に位置づけ、実施している
 - 年3回：『学校生活ふり回りアンケート』（6・11・2月）
- アンケートは、欠席者や不登校児童などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
 - 担任→学年→生徒指導主任→いじめ対策委員会（生活サポート委員会）
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
 - 年3回：『学校生活ふり回りアンケート』後に全児童と実施（6・11・2月）
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- hyper-QUにおいて、要支援群と判定された児童をまとめ、組織的なサポート体制を確立している
- アンケートや個人面談の結果が集約され、いじめ対策委員会に報告している
- 職員会議後、児童理解の会を開催し、情報の共有化を図っている
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対策の窓口は、生徒指導主任であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルにのっとり、いじめ事案に対応している
- 被害児童を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たっている
- 記録をきちんと残している
 - ※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の破棄については、被害児童・保護者に説明のうえ行う（いじめ重大事態の調査に関するガイドラインより）
- 記録の引き継ぎがきちんと行われている

いじめ対策委員会が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している
- 「トイレの前を通る時にのぞいてみる」「教室へ向かう時、いつもと違うコースを歩いてみる」「休み時間も教室で過ごす」など、具体的に行動様式を示し周知する

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各学年の開始時に児童・保護者・関係機関等に説明している
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- 全職員がいじめの相談窓口であることを周知している
- 学校生活ふり返りアンケートの実施を保護者に通知し、あわせて保護者向けアンケートを実施している
- アンケートの結果を保護者や地域に知らせている

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている